

指定申請に係る面談の内容について

1 面接

管理者、サービス提供責任者又はサービス管理責任者について、面接及び本人確認を行います。運転免許証や健康保険証などを用意してください。

2 採用、秘密保持のための措置の確認

全従業者の採用状況を雇用契約書（原本）、辞令等で確認します。従業者及び管理者が正当な理由なくその業務上知り得た秘密を漏らすことがないような措置を講じていること（誓約書の徴取など）を確認します。

3 提出書類の原本確認

以下の提出書類の原本を確認します（必ず原本を提示してください。コピーは不可）。

- 資格証
- 研修修了証

4 マニュアル関係

以下のマニュアル等を確認します。

- 重要事項説明書
- 苦情処理マニュアル（フロー図、記録票 等）
- 緊急時対応マニュアル（フロー図、対応方法、緊急連絡先 等）
- 事故防止・事故発生対応マニュアル（対応方法、連絡先、行政等への報告、再発防止対策 等）
- 衛生管理・感染症対策マニュアル（設備・備品等の衛生的管理方法、感染症・食中毒等予防・措置方法 等）
- 非常災害対策計画（通所・入所サービスのみ）（避難方法、避難訓練計画、通報体制、防災対策 等）